

盛隆会 規約

(名称・所在地)

第1条 本会は、「盛隆会」と称し、主たる事務所を京都府におく。

(目的)

第2条 本会は、賛同する個人が、新しい時代の京都づくりに果敢に挑戦する西脇隆俊氏の日常の政治活動を積極的に支援し、あわせて会員相互の親睦を深めることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 講演会、座談会等の開催
- (2) 会報等の発刊及び配布
- (3) 関係諸団体との連携
- (4) その他本会の目的達成のため必要な事業

(会員)

第4条 本会は、第2条の目的に賛同する個人をもって会員とする。

(役員)

第5条 本会に、次の役員をおく。

会長	1名
副会長	若干名
会計責任者	若干名
監事	若干名

2 前号のほか、必要な役員をおくことができる。

(役員を選出及び任期)

第6条 会長及び副会長は、役員会で選任する。

- 2 会計責任者、監事は、会長が委嘱する。
- 3 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第7条 会長は、必要に応じ総会及び役員会を召集する。

(経費)

第8条 本会の経費は、年会費（1口 3,000円（1口以上何口でも可））、寄付金その他の収入をもって充当する。

(会計年度及び会計監査)

第9条 本会の会計年度は、毎年1月1日より12月31日までとする。

- 2 会計責任者は、本会の経理につき年1回監事による監査を受け、その監査意見書を付して役員会に報告する。

(補則)

第10条 本規約に定めのない事項については、役員会で決定する。

附 則 本規約は、平成30年10月18日より施行する。